# 横浜市防災計画

横浜市防災会議

# 第３部
# 応急対策
# 都市災害対策編

## 目次


第１章　大規模な火災対策 ..... 1
　第１節　防災関係機関の主な活動 ..... 1
　第２節　地下街等及び高層建築物等関係者の応急活動 ..... 1
　第３節　消防活動 ..... 1
　第４節　避難 ..... 2
第２章　大規模な爆発対策 ..... 3
　第１節　防災関係機関の主な活動 ..... 3
　第２節　発災施設関係者の応急活動 ..... 3
　第３節　消防及び関係機関の活動 ..... 3
　第４節　応急復旧 ..... 4
　第５節　避難 ..... 4
第３章　危険物・火薬類・高圧ガス・毒劇物取扱施設及び輸送時災害対策 ..... 5
　第１節　防災関係機関の主な活動 ..... 5
　第２節　応急活動 ..... 5
　第３節　消防活動 ..... 5
　第４節　避難 ..... 6
第４章　有毒物質漏洩災害対策 ..... 7
　第１節　警戒活動 ..... 7
　第２節　応急活動 ..... 7
　第３節　消防活動 ..... 7
　第４節　有毒物質の調査・情報集約、健康相談への対応 ..... 7
　第５節　避難 ..... 8
第５章　海上災害対策（船舶火災及び爆発事故対策） ..... 9
　第１節　防災関係機関の主な活動 ..... 9
　第２節　応急活動 ..... 9
　第３節　消防活動 ..... 9
第６章　海上災害対策（大規模油等流出事故対策及び海上漂流物対策） ..... 10
　第１節　大規模油等流出事故対策 ..... 10
　　１　情報受伝達 ..... 10
　　２　大気汚染対策 ..... 10
　　３　オイルフェンスの展張、油等の処理・回収等 ..... 10
　　４　市民利用施設対策及び水産物対策 ..... 12
　　５　広報・広聴 ..... 12
　　６　その他留意事項 ..... 13
　第２節　軽石等の海上漂流物対策 ..... 13
第７章　鉄道災害対策 ..... 14
　第１節　防災関係機関の主な活動 ..... 14
　第２節　鉄道事業者の応急活動 ..... 14
　　１　東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、東急電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、市営地下鉄、(株)横浜シーサイドライン ..... 14
　　２　日本貨物鉄道(株) ..... 14
　第３節　消防活動 ..... 15
　第４節　滞留者又は避難者 ..... 15
第８章　道路災害対策 ..... 16
　第１節　防災関係機関の主な活動 ..... 16
　第２節　道路管理者の応急活動 ..... 16

第３節　消防活動 ..... 16
第４節　滞留者又は避難者 ..... 17
第９章　航空災害対策 ..... 18
第１節　防災関係機関の主な活動 ..... 18
第２節　緊急時の情報受伝達 ..... 18
第３節　消防活動 ..... 18
第 10 章　放射性物質災害対策 ..... 19
第１節　前提 ..... 19
第２節　災害の特性 ..... 19
第３節　防災関係機関の主な活動 ..... 19
第４節　核燃料物質等輸送事業者又は放射性同位元素保有施設を管理する事業者による応急活動 19
第５節　通報、情報受伝達及び状況把握 ..... 20
第６節　広報・広聴 ..... 20
第７節　防護措置 ..... 20
１　実施方針等 ..... 20
２　屋内退避、避難又は一時移転 ..... 21
３　汚染スクリーニング及び除染 ..... 21
４　応急活動従事者の防護措置 ..... 21
５　飲食物の摂取制限 ..... 21
６　焼却灰等への対応 ..... 22
７　医療活動 ..... 22
第８節　消防活動 ..... 22
第９節　災害復旧対策（中長期的な対策） ..... 22
１　原子力事業者の措置等 ..... 22
２　汚染の除去 ..... 23
３　各種制限措置の解除 ..... 23
４　災害地域住民に係る記録の作成等 ..... 23
５　被害等の影響の軽減 ..... 23
６　被災者等への支援 ..... 23
第 11 章　行事等における雑踏事故対策 ..... 25
第１節　警戒活動（行事等の開催当日の対策） ..... 25
１　警備計画に基づく主催者（公民を問わない。）の対策 ..... 25
２　県警察の対策 ..... 25
３　市の対策 ..... 25
第２節　応急対策（雑踏事故発生時の対策） ..... 25
１　関係機関の主な活動 ..... 25
２　主催者の対策 ..... 26
３　県警察の対策 ..... 26
４　市の対策 ..... 26
第 12 章　不発弾等爆発事故対策 ..... 27
第１節　関係機関の役割 ..... 27
１　前提 ..... 27
２　関係機関の主な活動 ..... 27
３　海上で不発魚雷等が発見された場合 ..... 27
第２節　処理に至るまでの対策 ..... 27
１　埋没不発弾等の発掘 ..... 27
２　偶発的発見不発弾等の確認 ..... 28
第３節　処理 ..... 28

1　不発弾等に爆発のおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合 ..... 28
2　不発弾等に爆発のおそれがなく、自衛隊が後日回収する場合 ..... 29
3　情報受伝達 ..... 29
4　その他連絡調整 ..... 29

# 第12章　不発弾等爆発事故対策

## 第1節　関係機関の役割

### 1　前提

○　国（自衛隊）は、その責務により、不発弾等そのものの除去及び処理を実施する。

○　県警察は、不発弾を発見し、又は発見の届出を受けたときは、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。

○　不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び県警察等関係機関は、協力する。

○　処理に至るまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去又は保護、及び市民の安全対策等の対応は、一般に市町村の責務とされている。

（参考）昭和33年7月4日付4省庁事務次官通達の概要（防衛・警察・自治・通産）

### 2　関係機関の主な活動

○　自衛隊は、不発弾等の処理を実施する。

○　県警察は、自衛隊に対する処理要請、交通規制、並びに警戒区域内の防犯及び警備を行う。

○　鉄道事業者及びバス事業者等交通機関は、不発弾等処理が影響する路線の運行に関する調整を行う。

○　東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、NTT東日本(株)は、施設の発災に備えた対応及び必要な広報を行う。東京電力パワーグリッド(株)は、処理等の対策実施に要する電源設備を、NTT東日本(株)は、通信設備を確保する。

○　市（当該区、関係区局）は、処理に至るまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去又は保護、市民の安全対策等を実施する。

○　不発弾等が埋没し、又は発見された土地若しくは施設等の所有者若しくは管理者、及び関係機関は、処理の内容に応じた必要な事項を実施する。

### 3　海上で不発魚雷等が発見された場合

○　海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理は、自衛隊法第99条に基づき、海上自衛隊が行うが、処理に伴う危険区域の範囲が陸上に及び住民避難が必要となる場合は、本章を準用する。

○　この場合において、自衛隊への処理要請は、横浜海上保安部が行う。

## 第2節　処理に至るまでの対策

### 1　埋没不発弾等の発掘

(1) 確認

ア　通報

○　市民等からの不発弾の埋没情報などに関する相談窓口は、原則として、区役所とする。相談を受けた区は、防災・危機管理統括本部及び所轄警察署に連絡する。

○　県警察は、市民等からの不発弾の埋没情報などに関する相談を受けた場合は、当該地を所管する区役所に連絡する。

イ　情報の確実性の確認等

○　市（当該区）は、関連情報の収集及び史実等の調査により、情報の確実性を確認する。防災・危機管理統括本部は、これに協力する。複数区局に渡る統合的な調整が必要なとき、又は国・県が所有若しくは管理する土地等に関する相談を受けたときは、防災・危機管理統括本部が行う。

○　市（当該区）は、届出者（市民等）に対して、自費による探査及び工事実施の意思、並びに自費による工事実施時の補助（自衛隊又は県警察の立会い等）を求める意思の確認を行う。

(2) 発掘実施の決定

○　市長は、埋没の可能性が高い場合には、不発弾の発掘の実施を決定する。

(3) 発掘事前準備

ア　市（当該区）は、発掘日程等を作成する。

イ　市（防災・危機管理統括本部）は、県（くらし安全防災局）を通じて、内閣府に交付申請を行う。（参考：昭和48年10月30日総管第524号の２都道府県知事あて総理府総務副長官通達）

ウ　市（当該区、関係区局）は、埋没不発弾等の探査を行うため、関係区局調整会議を行う。

エ　市（当該区、関係区局）は、不発弾の探査終了後、自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による事前調整会議を開催し、①各機関の発掘方針等、②事務分掌に応じた役割分担、③発掘当日の行動等についての調整を行う。

オ　市（当該区、関係区局）及び関係機関は、事務分掌に応じて、主に次の事項について発掘計画を作成する。

(ｱ) 発掘に伴う工事の調整又は構造物の移転等に関する計画
(ｲ) 交通機関の運行計画
(ｳ) 交通規制計画
(ｴ) 広報計画
(ｵ) 警備計画
(ｶ) 警戒区域設定及び避難計画
(ｷ) 救急・救護計画
(ｸ) 発掘日までの保安計画
(ｹ) 必要に応じて、各機関ごとの行動計画

カ　市（当該区）は、事前調整会議及び発掘計画に基づく地域住民説明を行う。

(4) 発掘

○　市（当該区）は、発掘計画に基づき、確認された不発弾等の埋没予測地点において発掘を行う。

○　市（当該区）は、発掘に当たり、自衛隊等専門家の意見収集分析に基づき、住民避難・交通規制等の判断を行うため、状況に応じて、自衛隊（陸上自衛隊朝霞駐屯地第102不発弾処理隊）へ相談し、必要に応じて立会を要請する。

**２　偶発的発見不発弾等の確認**

○　不発弾等が偶発的に発見された場合の処理に関する対応は、発見場所の属する区役所を窓口とする。相談を受けた区は、防災・危機管理統括本部及び所轄警察署に連絡する。防災・危機管理統括本部は、県警察に連絡する。

○　県警察は、調査を行う。市（当該区、防災・危機管理統括本部）は、県警察の行う調査に立ち会う。災害発生に備え必要な場合は、消防局は消防隊を派遣する。

## 第３節　処理

**１　不発弾等に爆発のおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合**

(1) 県警察本部長は、自衛隊に不発弾処理要請を行う。

(2) 市（当該区、関係区局）は、爆発のおそれがあり処理を必要とする場合、必要に応じ処理用防護工事等を行うため、関係区局調整会議を行う。次いで、市（当該区、関係区局）、自衛隊、県警察、

交通機関等の関係機関による不発弾処理調整会議を開催する。

(3) 自衛隊及び市は、不発弾等の処理に当たり、役割分担を事前に確認するため、協定を締結する。

ア 自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等）

イ 市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する住民退去等）

ウ 不発弾等処理を実施する期間 等

(4) 区本部長又は市本部長は、不発弾等処理に伴い、災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域を設定し、住民、車両等の退去と立入禁止の措置をとる。

(5) 区本部長は、事前に作成した避難計画に基づき、住民等を避難させる。避難誘導員の配置、地域住民等に対する避難広報を行うとともに、必要に応じて、避難所の開設及び運営を行う。

(6) 県警察による警戒措置のもと、自衛隊は、不発弾等の処理を行う。

**2 不発弾等に爆発のおそれがなく、自衛隊が後日回収する場合**

(1) 県警察本部長は、自衛隊に不発弾処理要請を行う。

(2) 市（当該区）は、自衛隊の指示に従い、埋没保管（直射日光の当たらない環境での保管）等を行うとともに、県警察への警戒依頼、又は警備員を配置するなど、盗難防止措置を徹底する。

(3) 市（当該区）は、必要により住民代表者等への広報を行う。

(4) 自衛隊は、後日、不発弾等を回収する。

**3 情報受伝達**

○ 区本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係機関等に伝達する。

(1) 不発弾等の処理作業の進行状況

(2) 避難所における避難者の状況

(3) 交通機関停止、道路交通規制等の状況

(4) 駅等における人員等の滞留状況 等

○ 区本部長は、報道機関に対して、必要に応じて、情報提供を行う。

**4 その他連絡調整**

○ 市は、国土交通省東京航空局東京空港事務所長に対し、航空会社、航空機所有者等の飛行について安全対策上の措置を依頼する。